

令和6年11月農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年11月28日（木）午後1時45分～午後2時31分

2 場 所 長久手市役所 本庁舎3階 第4会議室

3 出席者 【農業委員】

1 番 豊田 信幸 2 番 鬼頭 一利 3 番 柴田 悟

4 番 水野 文男 5 番 神谷 時男 6 番 山本 茂彦

7 番 出口 知子 8 番 牧野 美佳

【農地利用最適化推進委員】

平野 悦英 與語 武久 浅井 忠義 川本 源一

事務局

事務局長 吉田学 係長 今井哲夫

書記 水野悦子

4 欠席者

書記 堀田博道

5 議事録署名人

1 番 豊田 信幸 2 番 鬼頭 一利

6 協議事項

第1号 農業振興地域整備計画変更申出（除外）について

第2号 農地法第4条の許可申請について

第3号 農地法第5条の許可申請について

第4号 農地法第4条第1項第7号の届出について（報告）

第5号 農地法第5条第1項第6号の届出について（報告）

7 協議内容

発言者	発言内容
事務局	定刻になりましたので、始めたいと思います。 前回同様、本日の議事進行についても、基本的には議案説明と質疑は、事前配布と書面での質問にて対応のため割愛させていただき、担当地区の意見・事務局からの回答及び採決のみとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、会長議事進行をよろしくお願いいたします。

会長	それでは、只今より令和6年11月の農業委員会総会を開会します。 協議に入る前に、議事録署名人を豊田信幸委員と鬼頭一利委員にお願いします。 それでは協議に入ります。 「農業振興地域整備計画変更申出（除外）について」を議題とします。議案第1号につきましては、先ほどの農業振興地域整備促進協議会で承認された件について、農業委員会として意見を付するために改めて審議するものです。番号6－9の除外について、担当委員説明をお願いします。
委員	申出地は、本家の隣の土地ですすでに本家と同じ敷地でコンクリートブロックで隔てられており、庭の家庭菜園のような状態となっていました。すでに隣接の農地とは隔てられている状態であるため、本申出地に分家住宅が立ったとしても、近隣の農地に影響を与えることはないと考えられるため、除外はやむを得ないと考えます。
会長	事前に委員から質問はありましたか。
事務局	1件ございました。 Q1 農振地域除外変更申出書中、当該土地の選定理由に「周囲に比較的集落性もあり」と記載してありますが、このことが除外要件の何号に該当するのでしょうか。又、比較的集落性がある、とはどのような状態であることをいうのでしょうか。 A1 除外要件でいうと、第2号要件の「農用地区域内の農用地の集団化、農作業効率化及び土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと。」にあてはまり、 ・除外する土地が可能な限り一団の農用地区域の周辺部であること。 ・除外後の農用地区域内の農用地が農作業上、必要な地形的連続性を有すること。 ・非農業的土地利用との混在による農業的土地利用への支障がないこと。 のすべてを満たすことが必要となりますが、本申出地については効率的な農作業を行うために影響があるとは考えられないため、この要件を満たすと考えられます。 また、「集落性がある」とは特に定義はないですが、都市計画法で定める「既存集落」とは、線引きの日前から概ね50以上の建築物が集積しており、それらの敷地が概ね50メートル以内の間隔で存している土地の区域のことをいいます。分家住宅の建築条件として、100メートル圏内に市役所等住宅密集地があることから、周囲に比較的集落性があるという表現をしているのではないかと考えます。
会長	では、採決に入ります。議案第1号番号6－9について賛成の意見の方の挙手をもとめます。 （全員賛成） では、議案第1号番号6－9は承認とします。 続いて、議案第2号「農地法第4条の許可申請について」を議題とします。議案第2号申請書番号1について担当委員をお願いします。
委員	11月22日に現地確認を行いました。申請地は、登記田となっていますが、現状はいちごのハウスが建っております。通常はハウス内で育苗や肥料置場等で利用している部分について、いちご狩りのシーズン中に受付スペースに用途を変更するとい

	うものです。現状は物置のようになっていました。昨年同様、シーズン中の期間限定の転用になるため、床がコンクリート敷きになっており現状回復できない状態であるが、農地として良いのかと思いましたが、いかがなものでしょうか。
事務局	コンクリート敷きであっても、栽培を行っていれば農地と認められます。育苗施設についても、育苗で使用している状態であれば、農地と認められます。原状回復については、農地を所有者に返還するときの話になるため、今回は育苗施設に回復するのみとなります。
委員	承知した。
会長	事前に委員から質問はありましたか。
事務局	1件ございました。議案第3号申請書番号5についても同じ内容の質問がありましたので、まとめて回答いたします。 Q2 申請書番号1及び議案3号申請書番号5にそれぞれ添付されている農地復元誓約書中、押印してあるのは転用事業者のみですが、土地所有者はどのような立ち位置で誓約書に名を記載しているのでしょうか。 A2 土地所有者は、転用事業者が復元を行わなかった際に、土地所有者の責任において、復元することとなっています。
会長	では、採決に入ります。議案第2号申請書番号1について賛成の意見の方の挙手をもとめます。 (全員賛成) では、申請書番号1については許可相当とします。 続いて、議案第3号「農地法第5条の許可申請について」を議題とします。申請書番号2について担当委員説明をお願いします。
委員	11/24に現地調査に行きました。申請地は、現状草や雑木の処理もしてあり、すでに庭のようになっているところです。雑排水についても特に問題がなく他の農地にも影響がないと考えられます。
会長	事前に、委員から質問等はありませんでしたか。
事務局	1件ございました。議案第3号申請書番号3についても同じ内容の質問になりますので、まとめて回答いたします。 Q3 議案第3号申請書2及び3の確認事項中、申請者が譲受人と譲渡人となっていますが、こちらの申請は賃借権設定になるため、申請者は借受人及び貸渡人ではないのでしょうか。 A3 おっしゃるとおりで、申請者は借受人及び貸渡人になります。
会長	では、採決に入ります。議案第3号申請書番号2について、賛成の意見の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) では、申請書番号2については許可相当とします。 続いて、申請書番号3について担当委員説明をお願いします。
委員	申請書番号2と同じ状態ですが、本申請地は切って残ったような農地となっておりまして。申請書番号2と同様で雑排水についても特に問題がなく他の農地

	にも影響がないと考えられます。
会長	事前に、委員から質問等ありましたか。
事務局	1 件ございました。 Q4 議案第 3 号申請書 3 に添付の事業計画書中、(6)資金、収支計画の 4 年度、5 年度の応需枚数、売上合計、利益額はあっているのでしょうか。 A4 申請人に問い合わせたところ数字に誤りがあったため、訂正したものを机上配布しています。事業計画書 2 ページ目の(6)資金、収支計画において、初年度から売上合計及び利益額の数値の訂正がありました。
会長	では、採決に入ります。議案第 3 号申請書番号 3 について、賛成の意見の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) では、申請書番号 3 については許可相当とします。 続いて、申請書番号 4 について担当委員説明をお願いします。
委員	11/22に現地調査を行いました。IKEAの北側になる土地で、事務所兼自宅となっている場所の横にある駐車場について、がたがたになっている部分を分筆して少し駐車場の場所を少し広くして転回できるようにする申請です。申請書類のとおり東側に水路もあり、特に問題はなく、他の農地に影響がないと考えられます。
会長	事前に、委員から質問等ありましたか。
事務局	ございません。
会長	では、採決に入ります。議案第 3 号申請書番号 4 について、賛成の意見の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) では、申請書番号 4 については許可相当とします。 続いて、申請書番号 5 について担当委員説明をお願いします。
委員	申請地は、いちごハウスの南側の土地をシーズン中にいちご狩りの駐車場にしたいという申請になります。今回の駐車場にしたいという一時転用を出す前から車を駐車しないように指導する必要があると感じます。また、ブルーベリーの苗を置いて現状回復するということですので、そちらについても間違いなく原状回復してもらうことが必要であると考えます。近隣への状況等を考えると駐車場は必要であり、他の農地に影響を与えることはないためやむを得ないと考えます。
会長	事前に、委員から質問等ありましたか。
事務局	1 件ございました。 Q5 復元計画ですが「農地として利用できる状態に回復」とありますが、「ゴムマットを撤去するだけ」となっています。地目が「田」である農地に対して、7 か月間ゴムマットを敷くだけで駐車場として利用した土地をゴムマットの撤去だけで農地と認められますか。 A5 復元の方法については、ブルーベリーの苗を置くこととしています。「田」としての復元ではないが、地植えではなく鉢植えの苗を置いておくことも農地として

	認められるため、認めざるを得ない状況であります。復元の度合いについても所有者との協議において決まるものであるため、田としての復元を所有者が求めているのであれば、こちらが強制できるものでもありません。
会長	では、採決に入ります。議案第3号申請書番号5について、賛成の意見の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) では、申請書番号5については許可相当とします。 続いて、議案第4号「農地法第4条第1項第7号の届出について」及び議案第5号「農地法第5条第1項第6号の届出について」ですが、こちらについては報告ということで、ご承認いただいたものとします。 続きまして、3「その他」ですが、事務局から何かありますか。
事務局	その他について連絡
会長	他に何かありませんか。なければ閉会といたします。 ————— 閉会 午後2時31分 ————— 議事録作成者 水野 悦子 議事録署名人 豊田 信幸 鬼頭 一利